

(証券コード 3668)
平成26年12月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 馬場 功 淳

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成26年12月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年12月19日（金曜日）午前10時00分
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
 2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階
 3. 目的事項
報告事項 第6期(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)事業報告
及び計算書類報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社定款第16条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.colopl.co.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成25年10月1日から
平成26年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政権交代後の経済政策・金融緩和政策等により、円高の是正や株価回復の兆しも見られ、全体として緩やかな回復傾向で推移いたしました。

このような状況の中で、当社が属するスマートフォンゲームアプリ市場は引き続き成長を続けており、当社におきましては、こうした市場拡大を背景とした既存タイトルの拡充と新規タイトルの開発に注力してまいりました。

売上の多くを占めるオンライン型ゲームアプリでは、前事業年度に提供を開始いたしました「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」や「軍勢RPG 蒼の三国志」といった既存タイトルが持続的な成長を続け、売上伸長に貢献いたしました。また、当事業年度に新作アプリとして「スリングショットブレイブズ」や「ほしの島のにゃんこ」、「白猫プロジェクト」など合計6本の新規タイトルをリリースいたしました。これにより、平成26年9月末時点におけるオンライン型ゲームアプリの提供本数は11本となりました。さらに、これまで当社が提供を続けてまいりましたゲームアプリ分野に加え、新たにスマートフォン特化型マーケティングリサーチアプリとして「スマートアンサー」もリリースし、当社ゲームアプリ利用者の一部によるモニタ参加やこれまで当社が培ったスマートフォンアプリ開発・運用技術のノウハウを活用し新分野での事業展開も行ってまいりました。

また、スマートフォン専用カジュアルゲームアプリブランドである「Kuma the Bear (クマ・ザ・ベア)」では、当事業年度に27本の新規タイトルを相次いでリリースし、平成26年9月末時点におけるライトゲームアプリの提供本数は78本となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は53,575,065千円（前事業年度比219.5%増）、営業利益は23,603,683千円（同310.9%増）、経常利益は23,556,399千円（同307.0%増）、当期純利益は13,024,690千円（同312.6%増）となりました。

なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

事業の部門別売上高

事業別	売上高（千円）
モバイルサービス事業	53,575,065
合計	53,575,065

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は620,976千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

①当事業年度中に取得した主要設備

建物	515,440千円
工具、器具及び備品	84,666千円
ソフトウェア	20,869千円

②当事業年度において継続中の主要な設備の新設、拡充

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成26年4月1日付で東京証券取引所より、当社株式を東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部または市場第二部へ市場変更する旨の承認、平成26年4月9日付で市場第一部の指定を受け、平成26年4月22日をもって東京証券取引所市場第一部銘柄となっております。

平成26年4月1日開催の取締役会において、公募による新株式3,800,000株の発行を決議し、平成26年4月21日に払込が完了しております。これにより、9,269,720千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①知名度の向上と新規ユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを開発し、当社

のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえよう、友人紹介キャンペーン等の新規ユーザー獲得のための施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。

②サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供する一部のコンテンツは、ユーザー同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、サービスの安全性及びサイト内の健全性を確保する必要があります。当社はガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性の確保に努めており、今後も継続していく方針であります。

③システムの安定的な稼働

当社のアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザーにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

④組織体制の整備

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

⑤新技術への対応

当社が属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型PCの普及率が世界的にも我が国においても上昇し、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社が継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

⑥海外向けサービスについて

当社はスマートフォンの特徴を生かして、今後も当社ゲームアプリを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザーの嗜好の把握や、多様なアプリの展開、費用管理等の対応を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第3期	平成24年度 第4期	平成25年度 第5期	平成26年度 第6期 (当期)
売 上 高 (千円)	2,283,200	5,071,672	16,767,114	53,575,065
経 常 利 益 (千円)	568,078	1,499,830	5,787,285	23,556,399
当 期 純 利 益 (千円)	283,260	778,358	3,156,683	13,024,690
1株当たり当期純利益 (円)	4,280.19	110.65	27.20	107.65
総 資 産 (千円)	2,235,455	4,567,305	13,762,876	48,012,575
純 資 産 (千円)	1,288,716	2,567,063	7,876,544	30,284,524
1株当たり純資産額 (円)	18,992.21	360.94	66.54	245.07

- (注) 1. 当社は、平成24年9月13日付にて1株を100株にする株式分割を行っております。このため、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、平成25年6月1日付にて1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付にて1株を3株にする株式分割を行っております。このため、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第5期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、子会社2社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容(平成26年9月30日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
モ バ イ ル サ ー ビ ス 事 業	携帯端末アプリ等の開発及び運営、リアル連携型による販売促進事業等

(8) 主要な事業所(平成26年9月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 渋 谷 区

(9) 従業員の状況(平成26年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450(22)名	144名増	30.2歳	1.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む。)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて144名増加しております。これは主として事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(10) 主要な借入先(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成26年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 123,570,500株(自己株式190株を含む。)
- (3) 株主数 39,716名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
馬場 功淳	69,775,200 株	56.47 %
KDDI株式会社	5,100,000	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,312,400	1.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,083,500	1.69
千葉 功太郎	1,990,000	1.61
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	1,158,200	0.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常 任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,110,608	0.90
株式会社SBI証券	972,400	0.79
日本証券金融株式会社	933,300	0.76
MORGAN STANLEY&CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式 会社)	873,544	0.71

(注)持株比率は、発行済株式の総数から自己株式190株を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(平成26年9月30日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	平成22年4月19日	平成22年8月18日	
区分	取締役(注)1	取締役(注)1	社外取締役
保有者数	2名	2名	1名
新株予約権の数	308個	182個	52個
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	462,000株	273,000株	78,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	
権利行使時1株当たりの行使価額(注)4	52円	52円	
権利行使期間	平成24年4月21日から 平成32年4月20日まで	平成24年8月26日から 平成32年8月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2	

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	平成22年12月27日	平成22年12月27日
区分	取締役(注)1	監査役
保有者数	1名	1名
新株予約権の数	65個	31個
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	97,500株	46,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(注)4	94円	94円
権利行使期間	平成24年12月28日から 平成32年12月27日まで	平成24年12月28日から 平成32年12月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)3

第5回新株予約権		
発行決議日	平成24年5月16日	
区分	取締役 (注)1	社外取締役
保有者数	3名	1名
新株予約権の数	1,587個	80個
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	2,380,500株	120,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無 償	
権利行使時1株当たりの行使価額(注)4	94円	
権利行使期間	平成26年5月17日から 平成34年5月16日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)2	

(注)1. 社外役員分は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権1個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の監査役または取締役であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権1個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 当社は、平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、平成25年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における第1回から第5回の新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。なお、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は、調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第6回新株予約権（平成25年12月20日取締役会決議）

	当社取締役	当社使用人
交付者数	5名	234名
新株予約権の数	2,334個	7,149個
目的である株式の種類及び数	普通株式 233,400株	普通株式 714,900株
新株予約権の払込金額	1個当たり100円	
新株予約権の行使価額	1株当たり2,910円	
新株予約権の行使期間	平成28年1月1日から平成34年1月22日まで	
新株予約権の行使条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの決算期の有価証券報告書において計算されるEBITDA（以下、損益計算書に記載された税引前当期純利益に、キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書に記載された税金等調整前当期純利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及び支払利息及び社債利息を加算した額をいう。）の金額が一度でも500億円を超過している場合のみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。ただし、平成27年9月期乃至平成31年9月期のいずれかの期のEBITDAが100億円を下回った場合、一切の新株予約権を行使することはできない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成26年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬 場 功 淳	
取締役副社長	千 葉 功 太 郎	人財部長
取 締 役	土 屋 雅 彦	管理部長
取 締 役	長 谷 部 潤	経営企画部長
取 締 役	吉 岡 祥 平	業務推進部長
取 締 役	石 渡 進 介	ヴェアスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 クックパッド株式会社執行役
常 勤 監 査 役	長 谷 川 哲 造	
監 査 役	月 岡 涼 吾	月岡公認会計士事務所所長
監 査 役	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パートナー 弁護士

- (注) 1. 取締役 石渡 進介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 石渡 進介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 長谷川 哲造氏、月岡 涼吾氏及び飯田 耕一郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 長谷川 哲造氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役または監査役としての豊富な経験を有しております。
5. 監査役 月岡 涼吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 飯田 耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	159,500千円 (8,749千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	19,800千円 (19,800千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	179,300千円 (28,549千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年12月19日開催の株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成24年12月19日開催の株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役 石渡 進介氏は、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所パートナー弁護士及びクックパッド株式会社の執行役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 月岡 涼吾氏は、月岡公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 飯田 耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	石 渡 進 介	当事業年度に開催された取締役会19回中17回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	長 谷 川 哲 造	当事業年度に開催された取締役会19回中19回出席し、監査役会13回中13回出席したほか、常勤監査役として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	月 岡 涼 吾	当事業年度に開催された取締役会19回中19回出席し、監査役会13回中13回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。
社外監査役	飯 田 耕 一 郎	当事業年度に開催された取締役会19回中19回出席し、監査役会13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,460千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により、監査役会が会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ④ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - ⑤ 社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
 - ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ② 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ① 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ② 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ③ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ④ 監査役は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、平成26年4月22日をもちまして東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部指定銘柄となりましたことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表明するため、1株につき記念配当10円を予定しております。

(注) 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	45,346,492	流 動 負 債	17,498,262
現金及び預金	35,584,220	未払金	4,702,115
売掛金	8,639,115	未払費用	81,593
貯蔵品	3,949	未払法人税等	9,907,561
前払金	268,462	未払消費税等	1,906,984
前払費用	118,468	前受金	881,147
繰延税金資産	728,361	預り金	18,620
その他	5,157	その他	237
貸倒引当金	△1,243	固 定 負 債	229,788
固 定 資 産	2,666,082	資産除去債務	229,788
有 形 固 定 資 産	553,864	負 債 合 計	17,728,050
建物	678,019	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△211,358	株 主 資 本	30,283,551
工具、器具及び備品	207,356	資本金	6,274,196
減価償却累計額	△120,151	資本剰余金	6,270,997
無 形 固 定 資 産	33,258	資本準備金	6,270,997
ソフトウェア	33,258	利益剰余金	17,738,877
投 資 そ の 他 の 資 産	2,078,959	その他利益剰余金	17,738,877
投資有価証券	315,983	繰越利益剰余金	17,738,877
関係会社株式	48,800	自 己 株 式	△521
敷金及び保証金	1,052,077	評価・換算差額等	38
繰延税金資産	662,097	その他有価証券評価差額金	38
		新 株 予 約 権	935
		純 資 産 合 計	30,284,524
資 産 合 計	48,012,575	負 債 純 資 産 合 計	48,012,575

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年10月1日から
平成26年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		53,575,065
売 上 原 価		22,160,365
売 上 総 利 益		31,414,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,811,016
営 業 利 益		23,603,683
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,189	
為 替 差 益	5,205	
雑 収 入	896	10,291
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	36,563	
株 式 公 開 費 用	21,011	57,575
経 常 利 益		23,556,399
税 引 前 当 期 純 利 益		23,556,399
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,214,580	
法 人 税 等 調 整 額	△682,871	10,531,708
当 期 純 利 益		13,024,690

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年10月1日から
平成26年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当事業年度期首残高	1,582,779	1,579,580	1,579,580	4,714,186	4,714,186	—
事業年度中の変動額						
新株の発行	4,634,860	4,634,860	4,634,860			
新株の発行(新株予約権の行使)	56,557	56,557	56,557			
当期純利益				13,024,690	13,024,690	
自己株式の取得						△521
株式取得以外の項目の事業年度中の変動額						
事業年度中の変動額合計	4,691,417	4,691,417	4,691,417	13,024,690	13,024,690	△521
当事業年度末残高	6,274,196	6,270,997	6,270,997	17,738,877	17,738,877	△521

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	7,876,546	△2	△2	—	7,876,544
事業年度中の変動額					
新株の発行	9,269,720				9,269,720
新株の発行(新株予約権の行使)	113,115				113,115
当期純利益	13,024,690				13,024,690
自己株式の取得	△521				△521
株式取得以外の項目の事業年度中の変動額		40	40	935	975
事業年度中の変動額合計	22,407,004	40	40	935	22,407,980
当事業年度末残高	30,283,551	38	38	935	30,284,524

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②その他有価証券
- | | |
|---------|---|
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | |
|-----------|---|-------|
| 建 | 物 | 8～18年 |
| 工具、器具及び備品 | | 2～10年 |
- ②無形固定資産 定額法を採用しております。
- | | | |
|-------------------------|----|----------------|
| ウェブを利用したサービス提供に係るソフトウェア | 3年 | (社内における利用可能期間) |
| その他 | 5年 | |

(4) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産

敷金及び保証金 473,195千円
(注) 上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,865千円
短期金銭債務 1,404千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

販売費及び一般管理費 17,975千円

営業取引以外の取引による取引高 720千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	39,460,500	84,110,000	-	123,570,500

(変動事由の概要)

株式の分割による増加 78,921,000株
有償一般募集による増加 3,800,000株
新株予約権の行使による増加 1,389,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	-	190	-	190

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による増加 190株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年12月19日開催の定時株主総会において、以下のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年 12月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,235,703	10.00	平成26年 9月30日	平成26年 12月22日

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,999,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
未払事業税否認額	602,663
未払賞与否認額	71,697
貸倒損失否認額	2,808
地代家賃損金不算入額	30,927
資産除去債務	109,864
減価償却超過額	31,460
一括償却資産償却超過額	28,260
ソフトウェア償却超過額	573,700
資産調整勘定	41,784
その他	6,336
繰延税金資産合計	<u>1,499,503</u>
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△102,589
その他	△6,454
繰延税金負債合計	<u>△109,043</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,390,459</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金等によっております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券に含まれる国債は、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券に含まれる株式及び関係会社株式は、時価評価されていない有価証券であるため、市場価格の変動リスクはありません。

また、敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。なお、上記のほか、資金決済に関する法律に基づく供託金もありますが、現金にて法務局へ供託しているものであり、リスクは軽微であると判断しております。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

当社が利用するデリバティブは、円・ドル為替相場に連動した預金の運用によるものであり、また、その他の外貨建金銭債権債務についても、為替相場の変動によるリスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場価格の変動リスクの管理

定期的に時価等を把握し、リスクの軽減に努めております。

ハ. 為替リスク（外国為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引は、取締役会決議の枠内で実行しており、毎月の運用状況を取締役会で報告しております。また、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングし、毎月の取締役会で報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（(注)3参照）。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	35,584,220	35,584,220	-
(2) 売掛金	8,639,115		
貸倒引当金（注1）	△1,243		
売掛金（純額）	8,637,871	8,637,871	-
(3) 投資有価証券	15,098	15,098	-
(4) 敷金及び保証金	578,882	463,246	△115,635
資産計	44,816,073	44,700,437	△115,635
(1) 未払金	4,702,115	4,702,115	-
(2) 未払法人税等	9,907,561	9,907,561	-
(3) 未払消費税等	1,906,984	1,906,984	-
負債計	16,516,661	16,516,661	-

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券の時価については、日本証券業協会の提示した統計資料により評価しております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千 円)
投資有価証券（非上場株式）	300,885
関係会社株式（非上場株式）	48,800
敷金及び保証金（供託金）	473,195

非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

敷金及び保証金は法務局へ供託しているものであり、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

当社には非連結子会社が存在しますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 245円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 107円65銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年11月12日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 淡島 國和 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年11月18日

株式会社コロプラ監査役会

常勤監査役(社外監査役) 長谷川 哲造 ㊟
監査役(社外監査役) 月岡 涼吾 ㊟
監査役(社外監査役) 飯田 耕一郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本としております。

第6期につきましては、平成26年4月22日をもちまして東京証券取引所市場第一部指定銘柄になりましたことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、当社の利益配分の基本方針に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき10円00銭（うち、記念配当10円00銭）
総額 1,235,703,100円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年12月22日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いしわたり りょうすけ 石渡 亮介 (昭和47年4月24日生)	平成13年5月 株式会社International Creative Marketing(現株式会社KANTAR JAPAN)入社 平成18年1月 有限会社キャップス入社 平成21年9月 株式会社ナビット入社 平成22年9月 当社入社 平成25年4月 サービス統括本部第2スタジオ部長(現任) 平成25年10月 サービス統括本部長(現任)	-株
2	もりさき かずのり 森 先一 哲 (昭和51年11月7日生)	平成15年2月 株式会社セガ入社 平成15年10月 キューエンタテインメント株式会社入社 平成24年3月 当社入社 平成24年10月 Kuma the Bear開発部長 平成25年10月 Kuma the Bear開発本部スタジオA部長(現任) 平成25年10月 Kuma the Bear開発本部長(現任)	-株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年12月19日開催の第4回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が2名増員されることになる等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と変更させていただくことをお願いするものであります。

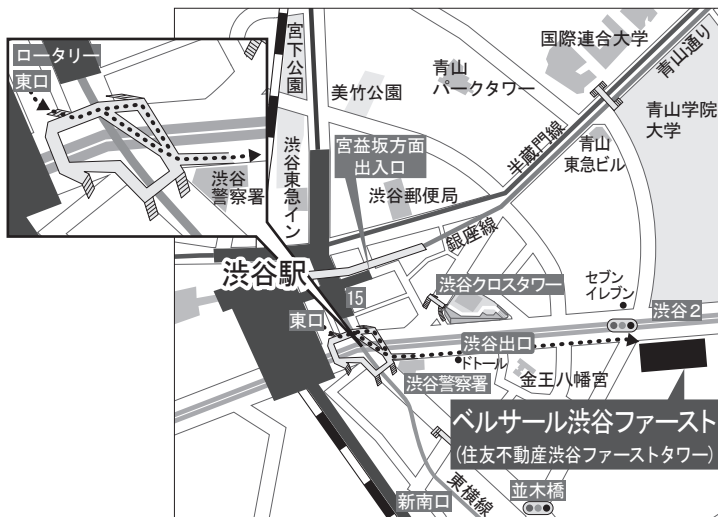
なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階



交通 JR渋谷駅 東口より 徒歩8分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。